議題５　改正気候変動適応法にかかる各市の対応について（知多市提出）

愛知県愛知県 環境局 地球温暖化対策課調整・企画グループより

「指定管理施設をクーリングシェルターに指定する場合の協定の要否」について、環境省が下記の通り、指定管理者との間で気候変動適応法に基づく協定を必ずしも締結する必要はない旨の回答をしております。

記

【第 11 回気候変動適応中部広域協議会（令和６年３月１日開催）議事録より】

津市 環境政策課 ※チャットコメント
・環境省環境安全課様に、改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設についてお伺いしたい。
・管理運営を地元自治会に委託している施設や、指定管理者制度を導入している施設を指定暑熱避難施設に指定する場合、改正法に基づく協定を管理運営業務委託の相手方もしくは指定管理者と締結する必要はあるのか。

環境省 程様 ※下記チャットコメント
・市町村以外が設置する施設で指定管理者が指定されている施設の場合、管理の形態は自治体によって様々であると考えられるが、指定暑熱避難施設の指定に係る協定については、基本的には、施設の設置者と締結していただくことを想定している。
・指定暑熱避難施設として指定した場合には、設置者が指定管理者と結んでいる当該施設の指定管理に関する協定等の内容と、指定暑熱避難施設の指定に係る協定の内容に齟齬が生じないようにする必要がある。
・市町村が自ら設置する施設の場合、市町村の管理処分権限の及ぶ施設であるため指定管理者との間で改正適応法に基づく協定を必ずしも締結する必要はないと考えられるが、指定暑熱避難施設として指定した場合には、市町村と指定管理者との間で結んでいる指定管理に関する協定等の内容と、改正適応法に基づく対応に齟齬が生じないようにする必要がある。